

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成四年十二月十五日
大分県規則第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「施行令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(欠格要件に係る届出)

第二条 施行規則第五条の五の三、第五条の五の三の二第二項、第十条の十の三、第十条の十の三の二第一項、第十条の二十四、第十条の二十四の二第一項、第十二条の十一の三及び第十二条の十一の三の二第一項の届出書は、欠格要件該当届(第一号様式)とする。

(再生利用産業廃棄物個別指定業の指定の申請)

第三条 施行規則第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する再生利用業の個別の指定を受けようとする者は、再生利用産業廃棄物個別指定業申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録)

第四条 施行令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(第三号様式)とする。

(廃棄物再生事業者登録証明書)

第五条 施行令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(第四号様式)とする。

(廃棄物再生事業者の登録の変更の届出)

第六条 施行令第二十条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届(第五号様式)により行わなければならない。

(廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)

第七条 施行令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業場／廃止／休止／再開／届(第六号様式)により行わなければならない。

(書類の経由)

第八条 法、施行令、施行規則及びこの規則の規定により提出する書類は、正副二通とし、知事に提出するものについては、管轄保健所長を経由しなければならない。ただし、法第十二条第三項及び第四項、法第十二条の二第三項及び第四項、法第十四条第二項、法第十四条の二第一項、同条第三項において準用する法第七条の二第三項(産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。)、法第十四条の四第二項、法第十四条の五第一項、同条第三項の規定において準用する法第七条の二第三項(特別管理産業廃棄物収集運搬業者に係るものに限る。)、法第十七条の二第一項、施行令第十六条の四、施行規則第八条の二十九並びに施行規則第八条の三十八の規定による書類については、正本一通とし、管轄保健所長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第四条の規定によりなされた申請は、この規則第二条の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成一一年規則第六六号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一二号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第四九号)

この規則中第二条及び第一号様式の改正規定は令和元年十二月十四日から、第八条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。